

議案第4号資料

鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（事業者の役割） 第6条 略 2 事業者は、障害者が障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を提供する<u>ものとする。</u></p>	<p>（事業者の役割） 第6条 略 2 事業者は、障害者が障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を提供する<u>よう努めるものとする。</u></p>

鶴ヶ島市手話言語条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>（事業者の役割） 第6条 略 2 事業者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための合理的配慮を提供する<u>ものとする。</u></p>	<p>（事業者の役割） 第6条 略 2 事業者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための合理的配慮を提供する<u>よう努めるものとする。</u></p>